

＜認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答＞ ※団体からの回答とは別途集計。		a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)	k	計
①サポート有無の希望	受けたい場合、その場所	受けたい	○		○	○	○	○	○	○	○	○	8
		1 裁判所				○	○	○		○	○		4
		2 弁護士会				○	○	○		○	○		4
		3 弁護士(法律事務所)				○	○		○	○	○		4
		4 法テラス			○	○	○			○			4
		5 司法書士会				○			○				2
		6 市区町村の役所	○			○				○		○	4
		7 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター				○	○	○		○			4
		8 その他				○							1
		その他回答					自宅						
		サポートがなくてもよい		○	○								2
		分からない								○			1
欄外記載の御意見等													1から5と7もいいと思いますが、6の市区町村が窓口になって、1から5と7と一緒にてもいいと思います。
①-2 どのようなサポートを求めたいか	1 訴状をPDF化する作業を担当者に行ってほしい。	1 訴状をPDF化する作業を担当者に行ってほしい。			○	○	○	○		○		○	6
		2 訴状をPDF化するためのパソコンの操作を担当者に教えてほしい。			○			○				○	3
		3 その他	○						○				2
		市町村役場でサポートを受ける場合、「こんな訴え起こさないほうがいいですよ」というように余計なことを役所の職員が言わないように教育・周知徹底してほしい											
		その他回答											
欄外記載の御意見等						意見:(①でも書いたように、この場合でも意思決定支援者が必要です)							

<認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答> ※団体からの回答とは別途集計。													k 計
	a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)			
(2) どのような方法がよいか	1 郵送によって本人確認書類を提出することでIDとパスワードを発行してもらう方法	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	9
	2 裁判所等の窓口に行って本人確認書類を提出することでIDとパスワードを発行してもらう方法					○						○	2
	3 その他				○								1
	その他回答					上記2つも含め、いろんなほうほうがあるほうがあり、えらべるようにしてもらいたい。							
	4 分からない												0
欄外記載の御意見等				意見:(本当は例えば法テラスで相談を聞いてもらった人=担当者が、この場面でもサポートしてほしい。パスワードなどを知的障害者自身が自分で管理したいけれど、出し忘れていないか、期限が過ぎてないか、状況を把握して見守ってくれるような支援が必要です)									
(3) どのようなサポート	1 サポートが必要				○	○	○	○	○	○	○		7
	サポートの内容			(2)と同じように担当者が一緒にいてほしいです。アクセスできても内容が分からぬ場合もあります。アクセスした内容の分かりやすい版を作成してほしいです。	画像の取り込み	本人がわかる平易な言葉で説明してほしい。	特別給付金のオンライン申請で、アクセスできない等のトラブルが多数発生したと報道されていたので同じような状況になった場合の問い合わせ先を確保していただきたい。	障害がある人に限らないが、多くの人がサポートを必要とすることになると思われる。ITCに不慣れな人、補聴や音声口話に偏った教育のもとで書記日本語という言語を身につける教育が充分に無かった聴覚障害者、また、視覚障害者や、知的障害がある人は、オンラインでシステムにアクセスすること自体が難しいことが多い。また、もしITCに慣れた視覚障害者であっても、視覚障害がある人がアクセスできるような形式になっていなければ使いにくい。もし電話によるサポートをおこなう場合は、聴覚言語障害者むけに、電話リレーサービスを用ることを積極的に広報する必要がある。	必要かどうか、実際にシステムを見てみないとわかりません。今回のコロナ関連の諸申請においての混乱を経験するに、どのような手続き・対応態勢となるのか検討もつきません。				
	2 サポートは不要	○	○	○									3



＜認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答＞ ※団体からの回答とは別途集計。		a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)	k	計	
(4)-2 どのようなサポートを求めたいか	1 裁判所が管理するシステムの表示画面の内容を口頭(又は手話言語、筆談等)で説明してほしい。		○		○	○		○	○	○		○	7	
	2 裁判所が管理するシステムにPDFファイルを記録するためのパソコンの操作を教えてほしい。		○	○		○		○	○			○	6	
	3 裁判所が管理するシステムへのPDFファイルの記録を担当者が行ってほしい。		○		○	○	○		○	○		○	7	
	4 その他	○											1	
	その他回答	裁判所が管理するシステムの表示画面の内容を口頭ではなく文書でほしい												
欄外記載の御意見等					意見(自分でやることが基本だけど、裁判していること自体で自分が一杯一杯になっている。その上に色々な説明を受けるともっと一杯一杯になってしまふ。説明を受けたりしながら自分でもやれること、無理なら任せられること、それが選択できるようにしてほしい)									
(5) 郵送(又は持参)する方法を残してほしい	1 残してほしい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10	
	理由	口頭だと忘れてしまうから。			時と場合によって、選択肢は多い方が良いと思うので。	新しいシステムが実際に理解できて活用できるのか、現時点ではわからないため。また、様々な手段で訴状を出せる方が多様な人たちのニーズに対応できると思われるため。	知的障害者にはパソコンができない人もいる。不安な人も多い。書面があれば、これはどういう意味と人に聞ける。書面も選べるようにしてほしい。	様々な方法があって、選べるほうがいい。特に人権問題にかかわる国賠訴訟などは、提訴の状況をマスコミ等に伝えてもらいたいので、実際に持参するほうが、社会に与えるインパクトが強い。	データの消失や改ざん等の危険があるため。	インターネットを利用できない場合の方法も確保していただきたい。	オンラインのみではどうしても対応しかねる人が少なくない	複数の方法を設定することは重要と思う。	障害の有無にかかわらず、パソコン操作に慣れていない人、個人のパソコンを持っていない人は大勢います。パソコンを使って訴状を作ることに限定されれば、そこで何割かの人は門前払いされたように感じますし、提起そのものを諦めてしまうと思います。情報保障とともに、アクセス権の多様性は保障されないといけないと思います。	
	2 残さなくてよい											○	1	
	理由													
	1 音声読み上げ可能なもの	○	○		○	○	○	○	○	○			8	
(6) どのようなものを求めたいか	具体的に希望するファイル形式	doc			ワードかテキスト、どちらでもよい	Wordファイル・テキストファイルいずれか	txtかワードファイル	ワードファイル、テキストファイル	プレーンテキスト					
	2 るび付きのもの				○						○		2	
	3 その他			○								○	2	
	その他回答			音声読み上げ可能なWORDファイルやルビ付きのものの両方が必要										
欄外記載の御意見等					意見…知的障害者にとってルビふりは絶対必要。かつ分かりやすい版も必要。それがないと、「ここがおかしい」「こうしてほしい」と意見が言えません。									

<認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答> ※団体からの回答とは別途集計。											k	計	
	a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)			
⑦ 裁判所への提出を義務化	1 義務化してほしい  理由	○  内容に相違がないようにするため。	○  改めてリクエストする必要が省けるから。	○  音声読み上げが必要な人など、情報保障がしっかりされること、そこを義務化してほしい。	○  あるなら最初から出してほしい。わざわざ言わなくても見れるようにしてほしい。	○  音声読み上げができるから	○  適切な情報保障のため。	○  提出を拒否される可能性を残したくないので。	○  本人だけでなく、共に相談検討している人のなかに視覚などに障害がある人がいるとき、もし本人にとっては不要であっても、相談検討のために不可欠である。	○  視覚障害のため、PDFは扱いにくい。		9	
	2 義務化しなくてよい  理由									○  義務化しなくても必要ならば提出を求めればいい		1	
⑧ どのようなサポート	1 メールの件名・本文に分かりやすい記載をしてほしい。	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9	
	2 メールの送信に加え、電話による連絡もしてほしい。			○	○	○	○	○	○	○	○	7	
	3 メールの送信に加え、同内容の文書を郵送で送ってほしい	○		○			○		○	○	○	6	
	配慮の内容						点字での情報提供。			「2 受付可能なデータの種類について」に記載したことと同じ。			
	4 メールの送信に加え、同内容の文書をFAXで送ってほしい			○					○		○	3	
	配慮の内容				FAXならルビ振りが必要。同時に分かりやすい版も元々の難しい訴状の両方が必要。				←今では聴覚障害者もFAXを個人でもつ人は少なくなっているが、上記1~3と同様に、本人が希望する場合にはそのようにする必要がある				
欄外記載の御意見等	5 その他						○					1	
	その他内容							日々の状態によって必要なサポートが異なるのでその都度確認していただきたい。					
	6 サポートは必要ない。											0	
⑧-2 メール読み飛ばし	意見: 例えば法テラスの担当者から本人に「通知が送られた」と連絡してほしい。また理解できてもてんぱつてしまうことが多いのでどうしてよいかわからなくなる。分からなかつたり困った時には、ここに相談できる、連絡先を書いてほしい。												
	1 大事なメールを読み飛ばしてしまったことがある。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	9	
	原因	メールが「迷惑メールフォルダ」に自動で入ってしまっていた。	日常的に届くメールの件数が多いため。	忙しかった。てんぱついたら飛ばしてしまう。意識が散漫な時もある。集中できない。	大事なメールと認識していないかった	注意不足。	しばらく寝込んでメールチェックできない時があり、大量のメールが溜まっていて読み飛ばしてしまった。また、体調が悪くて長いメールを読み込めず、いつたん閉じて後で読むつもりがそのままにしてしまった。	スパムメールや広告メールのフォルダに自動振り分けされたり紛れていた。受け取って読み飛ばすというよりは、気づいていないことがある。それらのフォルダを時々点検しないと気づけないことが時折ある。	メールの数が多くて余裕を持って件名を確認することができなかった。 件名だけでは重要なと気付かず、後で本文を読もうとして忘れてしまった。				
	2 大事なメールを読み飛ばしてしまったことはない。		○							○		2	
	工夫していること	週に一度は迷惑メールフォルダをチェックする。			知人に頼んでいる。要件のメールは一度に多くの要件を書かずに、分けてメールしてほしいと頼んでいる。それがない場合は自分で複数の要件を分けて整理している。	メールを最後まで聞くようにする			上述のとおりスパムメールなどに振り分けられていないか時々点検すること。いずれにしてもメールだけでは不確実と言える。	メールチェックを頻繁に余裕を持って行う。		検索機能を使って、大事なメールを送る送信者からのメールを検索している	

＜認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答＞ ※団体からの回答とは別途集計。		a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)	k	計
		1 あつた						○					1
件数								1					
～年から～年								2015年～2020年					
2 全くなかった									○(自分の見聞の範囲では)				1
3 分からない		○	○	○	○	○	○				○		7
⑨ 被告知らないうちに敗訴判決	被告分からなかった原因	1 封筒に点字表記がなく、送付された郵便物が訴状(又は判決書)であると気付かなかつた											0
		2 訴状(又は判決書)という言葉の意味が分からず、郵便物を放置していた											0
		3 書類は見たが、印字されている文字が読めなかつた。											0
		4 書類は見たが、内容が難しかつたため、理解できなかつた											0
		5 その他						○					1
		その他回答							被成年後見人が被告になり、成年後見人は本人へ知らせず、無断で弁護士へ委任した。弁護士も本人の言い分や希望を確認しなかつたためまったく反論できないまま敗訴した。				
⑨-2 どこに裁判手続相談	1 裁判所												0
	2 弁護士会												0
	3 弁護士(又は弁護士事務所)							○					1
	4 司法書士(又は司法書士事務所)												0
	5 法テラス												0
	6 市区町村の役所												0
	7 税理士												0
	8 行政書士												0
	9 社会保険労務士												0
	10 その他												0
	その他回答												
11 これまで、裁判手続について相談したことない		○		○		○	○						4
⑨-3 ⑨-2で、弁護士会、弁護士(又は弁護士事務所)以外を選択した場合、理由													
⑨-4 裁判手続を利用した件数	裁判手続を利用した件数	2件		少なくとも1件	2件	4件	2件	10件	4件				
	うち、弁護士を代理人に付けていた件数	2件		少なくとも1件	2件	4件	2件	7件	4件				

<認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答> ※団体からの回答とは別途集計。		a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)	k	計
⑩ どのようなサポート	1 メールの件名・本文に分かりやすい記載をしてほしい	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		10
	2 メールの送信に加え、電話による連絡もしてほしい。			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		8
	3 メールの送信に加え、同内容の文書を郵送で送ってほしい。	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	7
	配慮の内容	封筒にわかりやすく「重要」「重要通知在中」などの文言を入れてほしい。			原本と分かりやすい版の両方が必要です。			点字での情報提供。					
	4 メールの送信に加え、同内容の文書をFAXで送ってほしい				<input checked="" type="radio"/>				<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>		3
	配慮の内容				原本と分かりやすい版の両方が必要です。								
	5 その他				<input checked="" type="radio"/>				<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			3
	その他内容				法テラスの同じ担当者にサポートしてほしい。困ったらここに電話できるように連絡先を書いてほしい。または相談できる機関を紹介してほしい。そこに意思決定支援者を置いてほしい。			障害によって読めないことがあるので、時間の猶予をいただきたい。いつ読めるか、電話で確認していただきたい。		「2 受付可能なデータの種類について」で回答したことと同じ。			
	6 サポートは必要ない												0
⑪ 手話通訳者を同席させる場合、裁判所に求めたい配慮の内容	裁判所に求めたい配慮の内容	時間的な余裕(通訳の確認等、正確性の担保のため)		ゆっくり話すことや通訳の内容がきちんとAに伝わっているかどうか適宜確認すること、裁判が長時間にわたるバイア委場合は適宜休憩をいれることなど。	裁判官も弁護士も発言する人は全員、最初に自分の立場と氏名を伝えてから話してほしい。ダラダラ話さず分かりやすい言葉を使ってほしい。障害者が答えやすいように質問してほしい。			例のとおり、ゆっくり話す、通訳が終わったことの確認をしながら進めるなどの配慮が必要。	裁判官が述べたことが本人にどのように伝わったか、本人が受け取った内容を確認しつつ進めることができることが重要。もしも本人が自宅に機材や通信環境を持っていないか、不十分な機材等しかない場合は、手話通訳動画がコマ落ちたりして読み取りづらいことがないような通信環境および機材の接続テストを含む貸与が必要。		手話を使っていない聴覚障害者も大勢いるので、最低限、ノートテイクや筆記は完備していただきたいです。ただでさえ、日常生活と離れた法律用語は理解するのには困難が伴いますので、通訳者の方との事前の準備に時間をかけることが大切です。		
	手話通訳者の派遣に当たって、求めたい配慮の内容	Aが信頼できる手話通訳者の派遣		法律用語や裁判に関する専門的な用語を知っていてしっかりとその内容を通訳できる手話通訳者を確保・手配すること等	通訳者自身が内容が分からぬ場合、通訳者が内容が理解できるように聞けるようにして細かい。そうしないと障害者にも伝わらない。しかし通訳者は中立に情報は漏らさず伝えてほしい			ウェブ会議等は、手話通訳者の映り方も重要なので裁判が始まる前に当事者と丁寧に打ち合わせていただきたい。	本人が、信頼する手話通訳者を、選択できること。費用が本人の負担とならないようにすること。ウェブ会議は誰が話しているのかがわかりづらいため、複数の人が対話する場合は、話し始める際にはその人が、しばらく手を擧げるなど、わかりやすくすることが必要。適宜休憩を入れること。		ただでさえ、日常生活と離れた法律用語は理解するのに困難が伴いますので、通訳者の方との事前の準備に時間をかけることが大切です。進行協議本番の際にも、一文一文、正確に伝わっているかどうかを確認しながら進めたいです。		
	欄外記載の御意見等				意見と質問…ウェブ会議はどんな障害者でも裁判するために必要だと思いますが、そもそもウェブ会議する場合、障害者の中にはパソコンを持っていない人もいます。そんなひとはどうするのですか？裁判所がパソコンを支給してくれるのですか？？知的障害者の場合、パソコンを持っている人は少ないです。								

＜認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答＞ ※団体からの回答とは別途集計。		a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)	k	計	
⑫ 文字による通訳や字幕等他の情報保障手段が必要な場合、裁判所に求めたい配慮の内容	裁判所に求めたい配慮の内容	時間的な余裕(誤字脱字などの防止のため)			ゆっくり話すことや通訳の内容がきちんとAに伝わっているかどうか適宜確認すること、裁判が長時間にわたるバイア委場合は適宜休憩をいれることなど。	裁判官も弁護士も発言する人は全員、最初に自分の立場と氏名を伝えてから話してほしい。ダラダラ話さず分かりやすい言葉を使ってほしい、障害者が答えやすいように質問してほしい			傍聴席へ向けて要約筆記を全体投影していただき。	筆記による通訳者について、誰にどのように通訳してほしいか、本人の希望をもとに手配すること。パソコン文字通訳者、パソコン要約筆記者、紙に書く要約筆記者、ふだん本人が依頼することがある人など、手話通訳と同じで、本人が信頼できる人を選べること、費用が本人の負担にならないようにすることが必要。誰が話しているかわかりやすいように、各人が発言の前に毎回名乗ること。そうしないと筆記もできなかっため。適宜休憩をいれること。		ただでさえ、日常生活と離れた法律用語は理解するのに困難が伴いますので、通訳の方との事前の準備に時間をかけることが大切です。進行協議本番の際にもゆっくりと話し、一文一文、正確に伝わっているかどうかを確認しながら進めていただきたいです。		
⑬ 遠隔で手話通訳や文字による通訳や字幕の利用を希望する場合裁判所に求めたい配慮の内容	裁判所に用意しておいてほしい補助具等	パソコン、音声認識システム、筆談具、黒板、大きなモニター			文字情報を投影するためのスクリーン、投影用PC、PC文字通訳者のPCをつなげるためのハブなど、文字通訳をする上で必要な機材一式(特にこのうち通常、派遣センターなどが用意していない物)。	スクリーン、見やすいような光の加減。見やすい場所、席に座る			延長コードやLANケーブル、HUBなどの資材の準備。傍聴席への全体投影のためにスクリーン、プロジェクター、表示用パソコンも準備していただきたい。	Web会議の機材については手話通訳者と同様のことが言える。自宅にWeb会議がまとめてできるだけの通信環境と機材をもつ人は現状ではかなり限られていることをふまえる必要がある。		ホワイトボードなど板書できるものがあると、Aさん当事者だけでなく、出席者全体で必要なときに確認しあえたりするので便利だと思います。		
⑯-2 手話通訳ありウェブ会議に参加して困ったこと	困ったこと	経験がありません			インターネットの接続状況により手話通訳者の手話がよく見えなくなることがあった。通常は問題なくお一時的に通信速度が落ちるなど急なトラブルが起こった場合の対応が難しい感じた。				当日の通訳がスムーズに進められるよう、通訳者にも事前に書面を共有していただきたい。	上記に同じ。	同上			
⑯-3 要約筆記ありウェブ会議に参加して困ったこと	気を付けたこと	同上			回線状況が怪しい場合は手話通訳者、聴覚障害者以外のウェブ会議参加者はビデオ機能をオフにするなど回線の負担を下げて手話通訳がきちんと伝わるように工夫した。				手話通訳者とカメラの距離を少し離さないと通訳者の顔と手が映らないので、手話の画像が小さくならざるを得ず、見えにくくて困った。	通信環境、機材の性能が不十分な場合、手話通訳が駄落ちする。また、手話通訳は照明が適切な環境で通訳しないと画面が暗くなって判読しがたい。		カメラの構え方が悪く、手話通訳者を正面から捉えていないこと、手話を読み取れないくらい小さく映っていることが間々あります。		
	困ったこと	経験がありません								性能のよい通信環境と機材を用意すること。手話通訳を明るくはっきりと判読できるようにすること				
	気を付けたこと	同上												
	困ったこと	経験がありません							音声が止まったり途切れたりしても会議が進んで通訳が途切れることがあった	Zoomの文字チャット機能を使って文字通訳をしたが、視覚障害者が使っているスクリーンリーダーがチャットの文字を拾ってしまい、視覚障害者にとっては、音声がだぶつてくるために聞き取りづらい状態となった。		カメラの構え方(あるいは部屋の照明)が悪く、筆記している用紙が反射して読めないことがありました。あるいは、影になってしまったこととか。		
	気を付けたこと	同上							音声が聞こえない時は誰でも遠慮なく会議を止められるようにした	上記を解決する方法は、captiOnie(キャプションライン・筑波技術大学若月研究室で開発、学校や企業などで利用されるようになってきた新しいシステム)という、GoogleChromeで動くように開発された文字通訳者と文字通訳を見る聴覚障害者のためのシステムを使って、文字通訳することが最善とわかつてきたところである。文字通訳を見る聴覚障害者にとっても読みやすいシステムである。				

＜認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答＞ ※団体からの回答とは別途集計。		a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関する)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)	k	計	
		わかりません							法廷手話通訳者は、裁判所が手配するが、傍聴席むけの手話通訳者は、公的に保障されていない。傍聴者個人が手配するしかない状態であり、それは困難なことである。公費で裁判所が手配するようにしなければ、傍聴することさえできない。こうした面でも司法から遠ざけられている。					
⑬	4 法廷で困ったこと	手話通訳が行われた場合に困ったこと	同上					難聴の人が数名傍聴する予定だったので傍聴席への全体投影を裁判所へ求めたが断られ、個人へのノートテイクなら事前申し込みで可能と言っていたが、体調次第で当日まで来られるかどうかわからなかったので事前に申し込みができず、ノートテイクもなかった。	手話通訳と同じく、傍聴席むけの文字通訳者あるいは要約筆記者は、公的に保障されていない。傍聴者個人が手配するしかない状態であり、それは非常に困難なことである。					
⑭	Aが視覚障がい者である場合、どのような配慮	必要な配慮の内容	点字資料の用意	音声読み上げに対応したシステムやWEBページ。紙の文書を活用する場合は点字版の用意など。	ワード、テキスト文章の用意 読み上げソフト 点字	情報保障になれたサポート者がや職員が視覚情報を言葉等を使って提供すること	点字と口頭での丁寧な説明	データや事件管理システム操作方法の点字資料	PDFや図表画像をさて、もし図表画像を使う場合はその内容を見えていない人にきちんと伝えるようにすること。全てのデータをテキストデータで利用できるようにすること。そのほか個人によっても状況の差異、ニーズの違いがあるので、その状況とニーズに応じた対応をすること。	音声読み上げできない部分を口頭で説明することが必要となる。時間も当然長くかかってしまう				
⑮	Aが視覚障がい者である場合、どのような配慮	裁判所に用意しておいてほしい補助具等	ブレイルメモ			拡大読書機や音声ソフトの入ったPC、ipadなど音声標準搭載のあるタブレットがあるのが理想的だが、視覚障害者は普段使い慣れたままでのない使い難いことが多いので、本人の持ち込み希望があれば、それを禁止しないようとする。	特になし	上記に同じ	音声読み上げできないことをサポートする人材を整備してほしい。これは裁判のための合理的配慮なので、弁護士とは別と理解してほしい					
⑯	聴覚・視覚障がいのある当事者以外の障がいのある方の場合どのような配慮	必要な配慮の内容	明瞭な発音でゆっくりと話す。必要に応じて難しい言葉に注釈をつける	言語障害がある場合、緊張しない雰囲気づくりや、慣れている介助者の通訳を認めてほしい	疲れやすい、体調が変化しやすい難病者の特性に応じた配慮として、適宜休憩時間を設けること	裁判官も弁護士もわかりやすく話す。法テラスの担当者も一緒にいてほしい。緊張をほぐすためにも身近な支援者にもいてほしい。緊張すると意見が言えなくなる。身近な支援者だけではかたよるので、法テラスの人にもいてほしい。一つ一つの話を区切ってほしい。		急な体調不良で医療行為や飲食する場合、また、横になったりする場合などがあるので本人の求めに応じて柔軟にカメラを止めさせていただきたい。例のとおり、画面操作や言葉が難しいとわからなくなるのでわかりやすい説明とともに、困ったときは柔軟に対応していただきたい。	内容の正確さを損なわないで、わかりやすい言葉で伝えること。これは障害者に限らず必要とされていること。					
⑰	受けたい場合、その場所	裁判所に用意しておいてほしい補助具等	専門用語の説明書のようなもの、大きめのデジタル式時計						何かわからないとき、ちょっとストップをとるときに掲げて示せるイエローカード。出席者全員が使うことができる。前例としては内閣府障害者政策委員会で用意された。Web会議においても全員にとって有効だと思う。					
2	受けたい場合、その場所	受けたい	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	8	
	1 裁判所	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	5	
	2 弁護士会	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	6	
	3 法テラス	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	4	
	4 司法書士会	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	3	
	5 市区町村の役所	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	3	
	6 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	5	
	7 その他						O				O	O	2	
	その他回答				意思決定支援を理解している人が必要		自宅				代理人、弁護士事務所			
	サポートがなくてもよい分からない			O									0	
													1	

<認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答> ※団体からの回答とは別途集計。													計	
		a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)	k		
⑯-2 サポート有無の希望	受けたい場合、その場所	受けたい	○		○	○	○	○	○(視覚障害者の場合)	○	○	○	9	
		1 裁判所				○	○	○		○			4	
		2 弁護士会	○			○	○		○	○			5	
		3 法テラス	○			○	○			○			4	
		4 司法書士会				○			○				2	
		5 市区町村の役所				○					○		2	
		6 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター				○	○	○		○			4	
		7 その他						○			○		2	
	その他回答							自宅			代理人、弁護士事務所			
	サポートがなくてもよい		○		○								1	
	分からない			○	○								2	
⑰ 方法					意見…「表」の場合は、支援者に指を持ってもらつて縦軸には何が書いているか、横軸には何かを説明してもらう。「写真」の場合も同様で画像の色や形を説明してもらう。質問して説明してもらう。	晴眼者に読み上げてもらうか説明してもらう。タブレットや拡大鏡で拡大して見る。	OCRソフトを使ったり、目の見える人に読みでもらったりする。		その都度、テキストファイルによる提供を求めている。PDFは読み出し可能なタイプでも文字化けが起ることがある。数値表の場合はカンマ区切りテキストにするなど、把握しやすい形にすることが必要。画像や写真はその「キャプション」にあたる説明や、形状の説明を、文章にして伝える。当日いきなり渡されても内容を把握する時間がないため、何日か前に、事前に送付することが大切。なお、医師国家試験を視覚障害者が受験する場合、レントゲン写真を触覚で判読できるように凹凸のある印刷を施したものを作出することもあると伝聞している。	とても大切なものは点字化、あるいはテキスト化してもらったが、写真などを言葉で説明されても理解できないことが多い。あきらめて情報を得ずに終わることも非常に多い。				
⑱ 求めたい内容		どのような文脈の書証なのか(自分にとって有利なのか、不利なのか)などの説明がほしい。		システムの操作方法などがわからぬ場合のサポート	知的障害者の場合は分かりやすい説明が必要。			PDFファイルはワードかテキストファイルにしもらう。サポート担当者に口頭で読み上げてもらう、写真やグラフは3Dでプリントしてもらうなど	知的障害がある人など、その人の状況によっては、そこに記載されていること示されていることを解説するアシリテーターを必要としている。アシリテーターを希望するか、身近にアシリテーターを依頼できる人がいるかどうか、確認し、希望するが身近にいない場合は、本人が信任する人や機関からアシリテーターを受けられるようにする必要がある。					
⑲ 配慮の内容		郵便の配達証明のように、確かに確認できたという法的効力のある「証明書」の発行など	緊張しない、させない雰囲気・環境づくり(目線を合わせる等) 短い言葉で答えられるよう、より具体的にかつ細かく質問をつくる	障害者本人の希望に応じて本人が指定した人に確認作業を代行してもらう 短い言葉で答えられるよう、より具体的にかつ細かく質問をつくる	意見…視覚障害者の立場としては読み上げソフト。知的障害者の立場としては分かりやすい版が必要。法テラスの人とかに代わりに確認できる方法も選択できるようにしてほしい。	障害者が自ら確認できるよう音声読み上げ対応PDFにする。 普段から信用できる介助者等に確認してもらえるようにする。	第三者(行政書士や司法書士など)に見てもうる。	PDFファイルと同時に、テキストファイル、るび付き版も保管し、確認できるようにすること。	確認するには十分な時間と人手が必要。	担当者が面と向かって、敬意をもって、丁寧に説明・報告くださること。 担当者の方といつでも連絡が取れ、データにアクセスできる状態にあること。 担当者がコロコロ変わること。				
⑳ 理解・注意・配慮の内容		言語障害により内容把握が難しい場合や精神障害により証言の趣旨がわかりづらい場合、必ず要旨を聞き返して本人の意思が正確に伝わること。	難しい法律用語など、専門用語をなるべく使わず平易な言葉で質問するようになること。質問の意味を障害当事者が理解できているかの丁寧な確認を必要に応じて行いながら進めることが望ましい。	意見…分かりやすい言葉、ゆっくり話す、切りながら話す、ストレートにはつきり聞いてほしい。空気感をピリピリさせない。裁判官や弁護士に意思決定支援の研修を事前に受けて理解してほしい。	「どう思いますか?」という質問は、特に知的・聴覚障害のある当事者には答えにくいので、具体的な質問や、「はい」「いいえ」で答えられる質問をする。	具体的・わかりやすい平易な言葉での説明を受けたい。	意味がわからない時は「わかりません」と気軽に言えるように、その都度確認していただきたいです。答えに時間がかかる場合もあるので急かさずゆっくり確認していただきたいです。	障害種別による違いよりも個人による違いのほうが大きいといつてよいくらいなので、「障害の特性に合わせた」という構えは捨てたほうがよい。	証拠等に図や写真等があれば、その内容を口頭で詳しく説明する。	まずは顔を見ながら、ゆっくり話していくこと。できるかぎり専門用語、略語を使わないこと。 正確に伝わっているかどうか、一文一文ずつ確認しながら進めること。事前協議をしっかりと行うこと。				

<認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答> ※団体からの回答とは別途集計。											k	計
	a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)		
第4-1		裁判のURL閲覧可能者を限定できるようにして、様子が拡散されないようにしてほしい。	傍聴する立場からはインターネット公開は助かるが、障害者差別や偏見がまだ多い世の中で、裁判内容によってはその助長につながるので慎重にしてほしい。	裁判当事者の意向を最優先にしたうえで、裁判のWEB公開などアクセスやすい環境整備を進めるべき。	意見…障害者の人権にかかわることはオープンにしてほしい。訴える立場としてはドキドキするので顔にモザイクとか声を変えてほしい。秘密保持はしてほしい。簡単にアクセスできることにしてほしい。	いくら障害者の人権に関する裁判であっても、当事者が公開して欲しくないという希望があるなら、非公開とすべき。ただし、原告関係者など、原告が見てもらって構わないという人に限定して裁判の様子を見ることができるようにすることが望ましい。	URLを一般公開しないでほしい。	原告・被告それぞれに顔などの画像、氏名などの個人情報、どこまで公開してよいなどを確認したうえで公開されるようにしていただきたい。障害者の人権にかかる裁判であっても、個人情報の取り扱い規則等が不十分なら提訴をあきらめる人が生じる可能性が高いので罰則も含めた規則を設けるなど、厳重に守られるようにしていただきたい。	(原告が障害者の場合) 原告が仮名の優生保護法被害裁判の傍聴で、差別偏見ゆえに、また引き起こされた問題の複雑さゆえに、仮名で訴える苦衷と、その個人が特定されないように、裁判期日においても報道においても注意して取り扱っていることを見聞している。 動画中継は、身近な人でも気付かないほどに、顔や姿を一切映さない・声も変える・もしもうっかり固有名詞を発言してしまうことがあればその箇所を削除する、本人や証言者全ての公開版の内容についての確認と同意がある、といった条件がしっかりと満たされていないと、とてもできることではない。証言者も多くは原告の家族などが、やはり仮名で証言している。注意深い加工と確認が不可欠なので、上にあげたような裁判では、少なくともインターネット生中継は不可能なこと。 他方、原告が実名で顔も出して問題提起と解決のために提訴している場合は、本人の同意と確認があれば、インターネット生中継あるいは事後の公開も可能な場合があるだろう。 (傍聴者への情報保障) 全ての動画に手話と字幕をつけることを必須とすべきである。	セキュリティに十分配慮されてのこととは思いますが、裁判をウェブ公開した際の個人情報の流出が気になります。これは障害者であろうがなかろうが、同じ心配があります。 また、ウェブ公開を理由に、現在の裁判所のバリアフリー化が進まなくなることを危惧します。		
2	⑦ 法廷における裁判の様子がインターネットで公開されるとした場合、求めたいこと	パソコンだけではなく、タブレット端末の設置。(操作が容易)	電動車椅子でアクセスしやすいスペースや机の確保、介助者による操作を認める。もちろん、それでも問題があるときは裁判所職員による操作方法のサポートが必要。	音声ソフトが対応しているシステムであること、裁判所職員による操作方法のサポート等	意見…音声読み上げソフト。操作のサポート。サポートにあたつてゆっくり説明してほしい。	音声ソフト対応システムであり、裁判所職員のサポートが得られること。	音声ソフトが対応しているシステムであること、裁判所職員による操作方法のサポート。点字ディスプレイを備えてほしい。	例のとおり、音声ソフトが対応しているシステム、裁判所職員による操作方法のサポートが必要です。	音声ソフト対応は当然必要。操作方法のサポートなどは本人の希望に応じて裁判所職員が対応する方法を基本として、もしそれでは難しい場合はその本人に応じたありかた、合理的な配慮の提供を、対話を通じて実施することが必要。	音声ソフトが対応しているシステムであること。 裁判所職員による操作方法のサポート。 隠写したデータを希望したアドレスに送付すること。		
	⑧ 備品の整備やサポートの内容											
	⑨ 訴訟記録をデータのままで入手することを望むか	1 望む  理由	音声読み上げソフトを使いたい	用紙を置いておくスペースがないため	墨字を郵送されても読みないので、音声読み上げ可能なデータで送ってもらいたい。	適切な情報取得のため	電子データの方が管理しやすいので	自分が訴訟の当事者で視覚障害者である場合、活字印刷文だけでは記載内容を直接把握できない。もし視覚障害はない場合も、訴訟記録は膨大な量となるので、語句検索できる電子データが、訴訟の当事者においても必要である	視覚障害のため、データでなければ独立で確認できない	○	○	9
	2 望まない  理由	○  改ざん・改変の恐れがあるため。										1
	⑩ ウェブ会議で配慮していることはあるか	1 配慮していることがある  内容	パソコンの画面を長時間見るのがしんどいので、休憩をこまめに入れるか会議時間を短くしている。	聴覚障害を持つ人への文字による通訳などの情報保障 会議で使う資料を事前に配布すること	意見…一人ずつ話すことを意識する。発言するときは手を挙げて話す。	・視覚障害者がいる場合には、チャットは使わないようにする。あるいは書き込み内容を、スピーカーの声とかぶらないようにホストが読み上げする。 ・画面共有はしないようにするか、同じ内容のデータを事前に送付しておき、どの資料を画面共有しているか音声で伝えれる。 ・文字通訳を必要とする聴覚障害者がいる場合には、UDトークやGoogleクロームの音声認識機能を連携して、字幕ができるようにする。連携できない場合は、文字通訳者とつないで、PC文字通訳をしてもらう。	聴覚障害者が参加するときは音声をチャットに入力して情報を共有する、開催の時間を体調に合わせて調整する。	Web会議導入にあたって、全く初めての人も、経験し慣れていくように、本番の月例会の合間に、「お試し会」を実施した。「お試し会」は3か月間に計9回、本番のWeb会議3回を含めて、延べ68人が参加した。				7
	2 特に配慮していることはない											0

＜認定NPO法人DPI日本会議所属の個人からの回答＞ ※団体からの回答とは別途集計。		a (団体職員)	b (脳性まひ)	c (難病)	d (知的障害+視覚障害)	e (視覚障害)	f (視覚障害)	g (難病、相談員)	h (聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる)	i (視覚障害・相談支援)	j (難病、重複障害)	k	計	
	① 配慮していることがある			○	○	○		○	○				5	
㉕ テレワークで配慮していることはあるか	内容			会議資料等を可能な限り読み上げソフトに対応したファイルで送受信するようになっていること。	意見…メールの場合は件名をわかりやすく。事前にどんなメールを送るのか確認の連絡してほしい。送った後でも確認の電話が必要。	添付資料は、PDFだけでなく、同内容のWordやテキストデータを添付するようになっている。		グラフや表は文章化もして共有する。	全ての書類資料についてテキストデータも配布している。PC文字通訳を必ずついている。公的制度の利用に制約が多く、活動財源も乏しいなかで、有償ボランティアによる文字通訳となっている。手話ユーザーがいるとき手話通訳もついている。					
㉖ テレワーク・ウェブ会議を行う際、不便を感じた点・改善すべきだと感じた点	2 特に配慮していることはない	○	○	感覚過敏のためボリュームを絞っているが、人によつて音声の大きさが違うので、聞き取れなかったりする場合がある。	ウェブ会議では、言語障害がある者にとって、緊張や焦りを感じる。 一般生活の時以上に、自分の意思が十分に伝えられるか、聞き取ってもらえるか不安が増す。やはり、緊張しない、させない雰囲気・環境づくりしかないと思う。	通常の対面での会議よりも疲れるため、会議時間の短縮化が必要。	意見…同じ場にいないのをすぐに確認できない。急に画面から消えたりする。	・ZOOMの時、参加者同士がチャットで話を進めていて、全く話についていけなかった。 ・画面共有した資料を探すうちに話が進んでしまい、結局内容がよくわからなかった。 ・ipadで音声ソフトを起動していると、「〇〇が退出しました」「〇〇が参加しました」と読み上げるので、入りの激しい時にはスピーカーの声が聞こえなくなる。 ・ミートになっているかどうかがわかりにくい。 ・Skypeで音声ソフトを起動しているとチャットを読み上げるので、スピーカーの声がかぶって聞こえにくい。	特になし	マイクのオンとオフの操作が難しい。体調の悪い時は横になつたままカメラもマイクも切って参加するが、急に発言を求められると起き上つてマイクをオンにする作業が必要で、時間がかかるので「いない」、「意見がない」と判断されたことがあった。主催者はすぐに反応できない人がいることを留意していただきたい。	通信環境(ホスト側と個々の参加者側のどちらも)が、動画配信にじゅうぶんではないことがしばしばあること。 ホストの機材や通信環境については、ある程度まではできることがあるが、参加者の機材が古いものであったり、ポケットWi-Fiのみを使っている場合など、まともに使うことができなつたり通信が途切れやすい。 障害がある人の収入の低さ、年金受給している人でも同居の家族が年金を管理して使っているなど、個人が自立した生活を築くことの困難という問題も、大きくかかわっていると見ている。	視覚障害なので画面を見ることができない。 読み上げソフトで資料を聞くと同時に、会議に参加することは音声多重となり難しい。どちらも中途半端となってしまう。 オンラインの会議システムに慣れず、最低限の操作はできるが、習熟する機会も多くはなく、戸惑うこともある。		
㉗ 整備してほしい制度、配慮してほしい事項	点字による訴状を出せるようにしてほしい、手話言語による申し立てを可能としてほしい、筆談ボード・コミュニケーションカードを常備してほしい、電話でのやりとりが生じる場合は電話リレーサービスを活用すること等	少し趣旨からずれるかもしれません、東京地裁の受付で場所を訪ねたときのことです。私が、「売店はどうやらでしょうか」と受付のおじさんにきいたところ、「地下」とだけ、目も合わせずに言われたことがあります。その後にスーツ姿の男性には「はい、あちらでございます」と答えていました。非常に不快でした。裁判所は嫌な場所だという印象を抱いてしまいました。アクセシブルな制度には、それに関わる関係者一人ひとりの意識の持ち方が大切なのではないでしょうか。制度の整備と同時に教育も進めていってほしいです。	意見…意思決定支援者をどこにでも置いてほしい。支援者を育成してほしい。対面での支援対応だけでなく文章の書き方、わかりやすさ、簡潔に、大事な箇所は大きい字にする、必要なら絵をつかうなど。	・上記事例にあるような配慮は当然のこととして、司法面接の際の情報保障や、特に知的障害のある人への配慮。(普段から慣れている介助者が付き添えるなど)裁判手続きとはされるのが、傍聴者としての障害者に対する合理的配慮がなされていないのがほとんどなので、傍聴者の権利が守られるようにして欲しい。例えば、傍聴者向け手話通訳者・文字通訳者費用の裁判所負担、裁判中のプロジェクト使用、点字の案内、車椅子席の確保(一般席と同様に)等。IT化により、例えば車椅子ユーザーは、基本オンラインのみ、というような線引きはしないようすること。	点字による訴状の提出	例のとおり、多様なコミュニケーション、情報保障を確実にしていただきたい。また、難病等で障害者手帳をもっていない障害者も多くのいるので配慮を求める際に障害者手帳の有無を問わないでいただきたい。たとえ同じ病名・障害名でも人によってニーズは異なるので個々の申し出へ丁寧に対応していただきたい。								
㉘一 裁判手続を利用するに当たっての問題	とくにまだわかりません。			傍聴席に車いすの制限がある。空間が空いているのに入れない。柔軟にしてほしい。			委任を受けてくださる弁護士がなかなか見つからない、費用や体力の問題で提訴をあきらめた、本人が納得できず理不尽に思っている事柄を述べても精神の症状として解釈されるなど	自分は手続きの段階から関わったことがない。 この質問については、原告や被告となつた人にヒアリングを丁寧にしてほしい。				刑事裁判の話になりますが、障害当事者が被告になつたけど訴因を誤解しており、弁護士が好意的でなかつたため有罪が付いた事例。		